

一時保護等の司法審査に関するワーキンググループ の設置について

1. WG設置の趣旨

「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）及び「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）の附則の検討規定に基づき、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討等を行うため、令和2年9月に、厚生労働省子ども家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」を設置・開催した。なお、同検討会には、関係者等として、法務省、最高裁判所の担当者も出席した。

同検討会では計8回にわたり議論がされ、令和3年4月にとりまとめが行われたが、その中には、

- ・「独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入すべきである」こと、
- ・「今後、厚生労働省、法務省及び最高裁判所といった関係省庁等において、（中略）実証的な検討を行うとともに、速やかにその体制整備を図るための具体的な方策等についても検討を行」うべきこと、
- ・「面会通信制限や接近禁止命令に関する判断の適正性や手続の透明性を確保するために」「関係省庁等において、司法審査や第三者の関与について検討を行うべき」こと

などの記載がある。

これを踏まえ、一時保護の開始の判断等についての司法審査の導入に向けた課題等について検討を行うため、本ワーキンググループを開催する。

2. WGの実施体制

(1) ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。

共同座長 厚生労働省内閣官房内閣審議官（子ども家庭局併任）
法務省大臣官房審議官（民事局担当）

構成員 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長
法務省民事局参事官
最高裁判所事務総局家庭局第二課長

- (2) ワーキンググループは、共同座長が必要があると認めるときは、構成員の意見を聴いた上、関係者等の参加を求めることができる。
- (3) ワーキンググループの庶務は、法務省及び最高裁判所の協力を得て、厚生労働省において処理する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、共同座長において構成員の意見を聴いた上、定める。

3. 主な検討事項

(1) 一時保護の開始の判断についての司法審査の導入に関する以下の事項

- ・ 審査の趣旨・目的
 - ・ 審査の主体、審査の時期を含む手続の在り方
 - ・ 一時保護開始が認められるための要件
 - ・ 必要となる資料
 - ・ 審査の対象とすべき一時保護の範囲
 - ・ 既存の制度との関係の整理
 - ・ 条約等との関係
 - ・ 人員の確保
- 等

(2) 面会通信制限・接近禁止命令に関する司法審査等の在り方

※上記の検討に当たっては、司法と行政の役割の在り方や親権制限に関する議論も併せて行うこととする。

4. その他

ワーキンググループは、非公開とする。

5. 今後のスケジュール

本年5月27日に第1回WGを開催する。

その後、1月に2回のペースで議論を進め、本年夏には実現に向けた見通し(工程表)を示す。